

週 報

Rotary



世界に希望を生み出そう

継続と改革



例会日 毎週水曜日 12:30～ 例会場 ホテルシーズン日南

住 所 日南市園田3-11-1 TEL 0987-22-5151 FAX 0987-22-9588

会長 黒岩久登

地域社会の経済発展月間・米山月間

第3350回例会	No.13	2023. 10. 11	晴れ
点鐘・国歌・ロータリーソング	12時30分	「日も風も星も」	
四つのテスト	土屋昭次 君		
例会行事	委員会アワー（会員増強委員会）		

会長時間

先日お話ししました、水俣病について新しい展開がありましたのでご紹介します。

水俣病被害者救済特別措置法（特措法）に基づく救済を受けられなかった近畿地方の住民ら128人が、国と熊本県、原因企業のチッソに一人当たり450万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が9月27日大阪地裁であり、裁判長は原告全員を水俣病と認定し、それぞれに275万円を支払うよう国などに命じたものです。

これは、国の基準では水俣病と認定されず、特措法の救済から漏れた人たちが、全国4地裁で国や原因企業に直接賠償を求めた「ノーモア・ミナマタ」2次訴訟で初めての判決。特措法の対象外でも国の賠償責任を認める初の司法判断となった。大阪訴訟の原告は熊本・鹿児島両県出身で、近畿地方などに移り住んだ50～80代の男女とその遺族。幼少期にメチル水銀を蓄積した魚介類を食べ、手足のしびれなど水俣病の症状を発症したとして提訴した。

訴訟では、一時金210万円などを支給する救済の対象を①チッソ水俣工場がメチル水銀を含む排水をした水俣湾周辺の熊本・鹿児島両県9市町村に1年以上居住（居住歴）②排水が止まった翌年の1969年11月末までの生まれ（出生時期）とした特措法の線引きの妥当性が争われた。原告のうち71人は居住歴の要件を満たさず、国側は「水銀汚染濃度は距離とともに減退する」と線引きの正当性を主張していた。

しかし判決は、大学の調査による魚介類の水銀濃度などから汚染が不知火海の広範囲に広がっていたと指摘。「特措法の対象地域外でも不知火海で取れた魚を継続的に多く食べた場合は、水俣病を発症しうる程度にメチル水銀を摂取したと推認できる」とし、国の主張を退けた。出生時期も「（水俣湾に仕切り網が設けられた）1974年1月まで」に水俣湾周辺の魚介類を食べれば水俣病を発症し得たと判断。特措法の期限（施行後3年以内）までに救済を申請しなかった原告も含め、認定患者でも水俣病の健康被害の慰謝料を国などが支払うべきだと結論づけた。ただし、6人は国などに責任が生じる1960年1月以前に水銀を摂取したとして、チッソにのみ賠償を命じた。国側は不法行為から20年で賠償請求権が消滅する「除斥機関」の適用を求めたが、判決は原告らが水俣病と認定された時期が起算点と指摘。いずれも20年は経過しておらず、除斥期間を適用しなかった。

特措法は2009年公害健康被害補償法に基づく水俣病患者と認められていない未認定患者を救済するため、国が施行した。感覚障害があれば一時金などを支給するもので、3万8320人が対象になる一方、9692人の申請者が対象外になった。環境省と熊本県は「判決内容を精査し、対応を検討する」とコメントし、チッソは「現時点でコメントできない」としている。

今回の判決は、水俣病の未認定患者に対する救済は不十分であると強く疑問を投げかけるかたちとなった。環境省幹部も「想定外」と語る原告側の勝訴で、今後予定される同種訴訟の判決にも影響する可能性がある。「原告全員への賠償が認められるとは思っていなかった。実質的には国の全面敗訴だ」。ある環境省幹部は判決後、予想外の判決だったことを強調した。

訴訟の主な争点は、

- 1 居住歴などから水俣病被害者救済特別措置法の救済対象外となった原告らがメチル水銀に汚染された魚を日常的に食べていたか

2 不法行為から20年で損害賠償請求権が消滅する「除斥期間」が適用されるか
だった。判決は1について、熊本県と鹿児島による毛髪水銀濃度の調査、魚介類の水銀濃度や浮死の発生状況、公害健康被害補償法に基づく水俣病認定患者の分布、などを基に検討。不知火海沿岸の各地には、チッソ水俣工場がメチル水銀を含む排水をした水俣湾周辺に匹敵する毛髪水銀濃度の地域もあったなどとし、水俣病を発症しうる汚染が広範囲に広がっていたと判断した。そのうえで、沿岸地域の魚介類が行商人による売買で周辺に広がっていた当時の流通状況も考慮。特措法の対象外地域である熊本県の旧姫戸町、旧倉岳町、旧新和町、旧河浦町、(いずれも現在の天草市)など原告の居住地域でも、水俣病を発症する程度の水銀を摂取したと推認するのが合理的と結論づけた。2について、国側は仮に原告が水俣病だとしても、除斥期間が経過していると主張した。水俣病の潜伏期間を踏まえるとチッソが排水を止めた5年後の1973年には遅くとも発症するはずだとし、20年後の1993年に賠償請求権は消滅したとの立場だった。

しかし判決は、水俣病は水銀接種から長期間経過後に症状が出る「遅発性」も少なくないと指摘。医師らの検査で、水俣病と確認できた時期が除斥期間のスタート地点だと位置づけ、原告全員について診断が20年以上だとして除斥期間の適用を認めなかった。

今回の「ノーモア・ミナマタ」2次訴訟は2013年6月の熊本地裁を皮切りに東京・新潟・大阪の計4地裁で提訴された。4訴訟の原告は約1750人に上り、原告のもっとも多い熊本地裁では来年3月22日に判決が言い渡される。原告側の訴えをほぼ全面的に認めた大阪地裁判決を、弁護団は「全国の被害者救済を大きく前進させる判決だ」と評価した。

水俣病が公式確認されてから67年。今回の判決が遅々として進まぬ「最終解決」への糸口になるか、国の対応が注目される。水俣病患者は公害健康被害補償法に基づく認定を受ければ、一定の補償を受けられる。だが、複数の症状の組み合わせを求める認定基準が厳格で、未認定患者の救済が問題となってきた。国は1995年、一人当たり260万円の支払いが軸の「政治決着」で解決を図ろうとした。その後、最高裁が2004年に認定要件を事実上緩和する判決を出し、申請が増えたことに伴って未認定患者も急増。行政の被害者救済が不十分だとして国やチッソなどに賠償を求める「ノーモア・ミナマタ」一次訴訟も起きた。

そこで国が「最終解決を図る」として2009年に施行したのが特措法だった。しかし居住歴などの「線引き」で申請者の2割程度が対象外となり、約1750人が「ノーモア・ミナマタ」2次訴訟に参加して救済を求めた経緯がある。水俣病は、公害病の中でも解決の遅れが目立つ。

環境省によると、四大公害病(水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく)のうち今も集団訴訟が続くのは水俣病と新潟水俣病だけだ。背景には、国による被害実態の把握が進んでいないこともある。特措法は、不知火海沿岸に住んでいた人の健康調査を速やかに行うと定めたが、調査手法を検討する環境省の研究班は施行から14年後の今年6月ようやく発足した。磁気共鳴画像化装置(MRI)などを使った水俣病の客観的な識別方法で調査する方向だが、開始の見通しは立っておらず、早期実施を求める被害者団体は反発している。判決後、環境大臣は健康調査の早期実施について報道陣に問われ「なるべく早く調査できるように進めたい」と述べるにとどめた。

本日はここまでとし、今回は被害者の声と判決に対しての識者の声を紹介したいと思います。

幹事報告

1. 2023~24 年度組織票変更の件
2. 2730 地区 70 周年史記載ミスの件
3. 2730 地区大会の件

委員会報告

わかば奨学委員会 委員会の位置付けについて、奨学生授与式の件
R情報委員会 年内に情報集会開催の件

スマイル

峰松俊夫君 アジア・オセアニア周産学会において、金子教授(宮大看護学科)とで発表した演題が優秀演題賞を受けました。
鷹衛哲郎君 黒岩年度の第1回目茜会コンペで優勝させていただきました。雨天の中での開催でしたが楽しい一日でした。優勝賞金の一部をスマイルします。
井野畑善順君 数年ぶりにバーディーというものを出しました。これから不幸な事が起こらないと良い

のですが・・・夜の打ち上げは大変おいしい焼酎を味わいました。

田島逸男君 先日の北郷での茜会で井野畑君が 70 ヤードのチップインバーデーだったのに、池に入ると大きく勘違い大変申し訳ありませんでした。スマイルで勘弁して下さい。ごめんなさい！！

黒岩久登君 先程お話した通り、茜会におきまして前の組にボールを打ち込んで、竹井君、井野畑君、田島君をびっくりさせてしまったところ ”スマイルで勘弁する” と言われましたので、スマイルします。すみませんでした。

例会行事 委員会アワー (会員増強委員会)

今回の委員会アワーは8月9日に開催予定でしたが、台風のため当日が休会となりました。今日、発表しました報告は3345号に掲載していますので省略します。

出席率報告

	会員数	出席免除	出席定数	HIC出席	MU	欠席	出席	出席率
今週	30	8 (3)	27	22	0	5	22	81.48%
出席免除	清水、古澤、渡邊							
先取MU								
欠席	榎木田、甲斐、齋藤(奈々)、中山、村社							

第225回茜会コンペ報告

10月9日第225回茜会コンペが日南北郷CCで開催されました。前半は雨に見舞われたコンペでしたが楽しいコンペが開催されました。優勝者は鷹衛哲郎君でした。

順位	名前	OUT	IN	グロス	HDCP	NET	
優勝	鷹衛哲郎	44	45	89	14.4	74.6	
準優勝	田島逸男	43	40	83	7.2	75.8	BG
3位	黒岩久登	39	49	88	10.8	77.2	
4位	井野畑善順	63	54	117	36.0	81.0	
5位	竹井崇利	61	60	121	36.0	85	
6位	飯干 賢	62	65	127	36.0	91.0	



今回の集合写真は反省会です。広報委員長は19番ホールからの参加です。

事務局〒887-0014 日南市岩崎3-4-2 Itten 堀川ビル2F 創客創人センター内 TEL0987-22-3363・FAX0987-22-3515

会長：黒岩久登 副会長：築瀬 敦 幹事：井野畑善順 雑誌会報広報委員長：河野通郎

雑誌会報広報委員会より 原稿は、ocame@wing.ocn.ne.jpまで送信してください。